

平成20年10月23日  
周南社協要綱第84号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会  
福 祉 員 設 置 要 綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、地域福祉活動を推進するため、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が福祉員を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(定 数)

第2条 福祉員の定数は、民生委員児童委員（以下「民生委員」という。）が担当する区域（以下「小地区」という。）ごとに概ね5名程度とする。

2 福祉員は原則として自治会単位に1名以上設置する。

(資 格)

第3条 福祉員は、地域福祉に関心と熱意を有する者とする。

2 福祉員は、原則として民生委員の職にある者は除くものとする。

(推薦方法)

第4条 地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）会長は、福祉員の推薦にあたり、地区福祉員協議会会長、小地区福祉員会グループ長、民生委員、自治会長等と協議し、本会会長（以下「会長」という。）に推薦する。

2 地区社協会長は、推薦にあたっては、推薦書（別記第1号様式）を会長に提出するものとする。

(退任の届出)

第5条 地区社協会長は、福祉員が退任する場合は、退任届出書（別記第2号様式）を会長に提出するものとする。

(委 嘱)

第6条 第4条の規定により推薦があり、適当と認めたときは、会長が委嘱する。

(任 期)

第7条 福祉員の任期は、原則3年とし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した福祉員の任期は、前任者の残任期間とする。

(担当地域)

第8条 福祉員の担当地域は、原則として選出された当該自治会の区域とする。

(任 務)

第9条 福祉員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 福祉問題の把握
- (2) 関係機関・団体への連絡
- (3) 見守りネットワーク活動の推進
- (4) 災害時の見守り活動の推進
- (5) 地区内での支援活動への参加
- (6) 住民への福祉活動参加の働きかけ

- (7) 社協会費や共同募金運動等への協力
- (8) 福祉に関する情報の提供や問い合わせの受付
- (9) 地区社協及び市社協の事業への協力
- (10) その他、本会会長が必要と認めたこと  
(守秘義務等)

第10条 福祉員は、活動上知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。福祉員を解嘱された後においても、同様とする。

- 2 福祉員は、その職務上の地位を政治又は宗教目的のために利用してはならない。  
(小地区福祉員会の構成及び任務等)

第11条 福祉員は、小地区単位に小地区福祉員会を構成する。

- 2 小地区福祉員会の任務は、次のとおりとする。
  - (1) 福祉員の任務に関する連絡及び調整をすること。
  - (2) 当該地区の民生委員との連絡に当たること。
- 3 小地区福祉員会にグループ長1名を置く。
- 4 グループ長は、小地区福祉員会の会務をとりまとめる。  
(地区福祉員協議会の構成及び任務等)

第12条 福祉員は、地区社協を単位に地区福祉員協議会を構成する。

- 2 地区福祉員協議会の任務は、次のとおりとする。
  - (1) 福祉員及び小地区福祉員会の任務の推進及び連絡調整をすること。
  - (2) 福祉員の任務に関して必要な知識及び技術を習得させること。
  - (3) 地区社協及び地区民生委員協議会との連絡に当たること。
- 3 地区福祉員協議会に会長1名、副会長1名を置く。
- 4 地区福祉員協議会会長は、地区福祉員協議会の会務をとりまとめ、副会長はそれを補佐する。  
(地区社協の役割)

第13条 地区社協会長は、福祉員が活動するにあたってその実情に合わせ適切な指導を行うものとする。

(助成額)

第14条 本会は、福祉員の設置にあたり、地区社協に対し、別表のとおり助成する。

(助成金の交付申請)

第15条 助成金の交付を受けようとする地区社協は、交付申請書(別記第3号様式・別記第4号様式)を会長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第16条 会長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合、その内容を審査して適正と認めるときは、第14条の規定にもとづき、助成金を交付する。

(助成金の取消)

第17条 会長は、助成金の交付を受けた地区社協が、この要綱の規定に違反したときは、助成金の返還を命じることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月28日から施行する。
- 2 社会福祉法人周南市社会福祉協議会徳山支部福祉員運営細則（周南社協細則第7号）は廃止する。
- 3 この要綱の施行の日の前日までに、社会福祉法人周南市社会福祉協議会福祉員設置規程、社会福祉法人周南市社会福祉協議会徳山支部福祉員運営細則に基づき委嘱を受けた者は、この要綱に基づき委嘱された福祉員とみなすとともに、委嘱期間については平成22年3月31日までとする。

### 別表（第14条関係）

#### 助成額

項 目	金 額
活動費	1人あたり年間1,800円
研修費	研修会を実施した場合、1人あたり年間400円

別記第1号様式（第4条関係）

福 祉 員 推 薦 書

平成 年 月 日

（あて先）社会福祉法人周南市社会福祉協議会会長

地区社協名  
会 長 名

下記のとおり推薦します。

フリガナ 氏 名		性	男・女	生年月日	年 月 日
住 所	〒 ー 周南市			就任年月日	年 月 日
電話番号	( )		自治会名		
主な経歴					
推薦理由					
フリガナ 氏 名		性	男・女	生年月日	年 月 日
住 所	〒 ー 周南市			就任年月日	年 月 日
電話番号	( )		自治会名		
主な経歴					
推薦理由					

別記第2号様式（第5条関係）

福 祉 員 退 任 届 出 書

平成 年 月 日

（あて先）社会福祉法人周南市社会福祉協議会会長

地区社協名

会 長 名

下記のとおり報告します。

氏 名		退任年月日	年 月 日
退任理由			
氏 名		退任年月日	年 月 日
退任理由			
氏 名		退任年月日	年 月 日
退任理由			
氏 名		退任年月日	年 月 日
退任理由			
氏 名		退任年月日	年 月 日
退任理由			

別記第3号様式（第15条関係）

平成 年 月 日

（あて先）社会福祉法人周南市社会福祉協議会会長

地区社協名  
会 長 名 ⑩  
（担当者名 ）」

平成 年度福祉員活動助成金交付申請書

このことについて、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請額 1, 800円× 人＝ 円
- 2 福祉員名簿 別紙1



別記第4号様式（第15条関係）

平成 年 月 日

（あて先）社会福祉法人周南市社会福祉協議会会長

地区社協名  
会 長 名 ⑩  
（担当者名 ）

平成 年度福祉員研修会助成金申請書

このことについて、下記のとおり申請します。

記

申請額	参加人数（ ）人× 400円＝ 円
開催日時	平成 年 月 日（ 曜日） 時 分～ 時 分
開催場所	
内 容	
添付書類	1 研修会の開催要項又は当日の資料 2 参加者名簿